資料２

デジタル社会の実現に向けた重点計画案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見（案）

（令和７年〇月〇〇日
サイバーセキュリティ戦略本部決定）

社会全体への DX の浸透や、AI・量子技術等の進展により、サイバー空間を巡るリスクが急速に変化する中、国家を背景とする主体による高度なサイバー攻撃が行われ、サイバー攻撃による重要インフラの停止が発生するなど、我が国の経済社会、国民生活及び安全保障に及ぼす影響は、深刻さを増している。

こうした状況を踏まえ、能動的サイバー防御を実施する体制を整備する新たな法整備[1]が行われるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部においても、「サイバー空間を巡る脅威に対応するため喫緊に取り組むべき事項」（令和７年５月 29 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。以下「喫緊に取り組むべき事項」という。）の取りまとめを行ったところである。

今次のデジタル社会の実現に向けた重点計画案（以下「重点計画案」という。）においては、サイバーセキュリティの確保に関し、新たな司令塔組織を中心とした情報収集・分析に係る体制等の整備、官民双方向の情報共有の推進、GSOC の機能強化、政府機関等のセキュリティ対策の推進、中小企業を含めた我が国全体のサプライチェーンのセキュリティ対策強化、官民共有の「人材フレームワーク」の策定等、新たな法整備や「喫緊に取り組むべき事項」に盛り込まれている取組が明記されており、時宜を得た内容となっている。

デジタル庁におかれては、サイバー空間がグローバルな空間であるという認識のもと、サイバーセキュリティを盛り込み、こうした取組を進められ、安全・安心なデジタル社会の実現に向け、引き続きデジタル改革を推進していくことを期待する。

以上を踏まえ、令和７年５月 16 日付で内閣総理大臣からデ戦第 1649 号により依頼があった重点計画案については、異存はない。

以　上

[1] 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律及び重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律